

一般社団法人 社会福祉経営全国会議 定款

【第1章 総則】

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人 社会福祉経営全国会議 と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人の主たる事務所を大阪府大阪市に、従たる事務所を東京都新宿区におく。

(目的)

第 3 条 当法人は、日本国憲法 25 条に定められた権利としての社会福祉をまもり実現するために、社会福祉の市場化と自己責任・家族責任を前提とした互助の制度化をすすめる社会福祉制度「改革」を問い直し、誰でもいつでも、どこに住んでいても、国の責任において必要な支援が受けられる社会福祉と、社会福祉事業を安定的に発展させることをめざす。

(活動)

第 4 条 当法人は目的達成のために、以下の活動を行う。

- (1) 社会福祉事業経営を守り発展させるための政策提言・経営サポート
 - ・次世代育成のための研修活動
 - ・人材確保・定着のための活動
 - ・情報収集、調査、分析、発信、研究活動
 - ・国・行政への働きかけ
- (2) 会員相互の交流及び当事者・家族、関係諸団体との連携、協力、共同
- (3) 広報活動
- (4) その他、当法人の目的を達成するために必要な活動

(公告の方法)

第 5 条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

【第2章 会員及び社員】

(会員の構成)

第 6 条 当法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、一般法人法という）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した社会福祉法人
- (2) 準会員 当法人の目的に賛同する個人又は社会福祉法人以外の非営利団体
- (3) 名誉会員 当法人に貢献した個人

(入会)

- 第 7 条 当法人の目的及び活動に賛同し、入会したものを会員とする。
- 2 正会員、準会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。
 - 3 名誉会員は理事会が推薦し、社員総会にて承認を得るものとする。

(経費等の負担)

- 第 8 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。
- 2 会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員名簿)

- 第 9 条 当法人は、法人名及び主たる事務所の所在及び代表者の氏名を記載した社員名簿を作成する。
- 2 当法人は、準会員、名誉会員の団体名及び代表者氏名、または個人の氏名、住所を記載した会員名簿を作成する。

(会員の届出事項)

- 第 10 条 会員は、前条の社員名簿に記載されている事項に変更が生じた場合は、変更の日から 1 ヶ月以内に、当法人に対し当法人の定めるところにより変更を届け出なければならない。

(退会)

- 第 11 条 会員は、いつでも退会することができる。
- ただし、1 か月以上前に当法人に対して書面にて予告をするものとする。

(除名)

- 第 12 条 会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第 49 条第 2 項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。
- 2 当法人は、除名した会員にその旨を通知しなければならない。
 - 3 本条の通知は、社員名簿又は会員名簿に記載又は記録されている住所又は所在地に発する。

(会員の資格喪失)

第13条 会員は次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 会員法人が解散したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 全ての正会員の同意があったとき

【第3章 社員総会】

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第16条 当法人の社員総会は定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎年度の終了後、3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長が招集する。

- 2 また、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事が招集することが出来る。
- 3 社員の総議決権の10分の1以上の社員の合意により、理事会に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

- 2 前項の他、当該社員総会において出席社員の中から選出する事が出来る。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の成立要件は、委任状を含む総社員の過半数の出席を要する。
但し、実出席社員が総社員の4分の1を下回った場合は、不成立とする。

- 2 社員総会の委任状による委任先は、会長とする。
- 3 社員総会の決議は、出席した社員の過半数の議決を必要とする。
- 4 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
- 5 社員総会に電話会議及びテレビ会議またはインターネットを介した会議方式を利用して審理及び決議に参加することが出来る。
但し、本方式を利用する場合は音声が即時に他の出席者に伝わり、且つ出席者が一堂に会するのと同等に意見表明が互いに出来なければならない。
本方式により参加した社員及び役員は出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 本議事録には、議長及び社員総会において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印する。

【第4章 役員】

(役員)

第22条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

- 2 理事のうち、1名を代表理事とする。
- 3 理事のうち、若干名を業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、1名を事務局長とする。

(役員を選任)

第23条 理事は、社員代表者もしくはこれに準ずる者又は当法人の活動もしくは事務処理について経験及び知見を有する者の中から、社員総会の決議により、選任する。

- 2 監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任し、代表理事をもって

会長とする。

- 4 業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任し、業務執行理事をもって副会長とする。
- 5 事務局長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 6 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 業務執行理事及び事務局長は会長業務を補佐し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 - 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
但し、前任者の任期満了前に役員全員が改選した場合はこの限りで無い。
 - 4 理事若しくは監事が欠けた場合、又は本定款で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。
ただし、監事を解任する決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

- 第28条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引の制限)

- 第29条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
 - (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
 - (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(役員等の責任の免除)

- 第30条 当法人は、役員的一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法第114条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
- 2 当法人は、非業務執行理事等との間で、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、同法115条第1項の規定により、理事会の決議によって、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、100万円以下で当法人があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

(アドバイザー)

- 第31条 当法人に、アドバイザーを置くことができる。
- 2 アドバイザーは、理事会で推薦し会長が委嘱する。
 - 3 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 アドバイザーは、当法人に対し必要な助言をすることができる。
 - 5 アドバイザーは、無報酬とする。ただし、理事会の定めるところにより、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

【第5章 理事会】

(構成)

- 第32条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第33条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 業務執行の決定

- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) 事務局長および業務執行理事の選定及び解職

(招集)

- 第24条 理事会は、会長が招集する。
- 2 前項は会長以外の理事が招集することを妨げない。
 - 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

- 第35条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。
- 2 前項の他、当該理事会において出席理事の中から選出する事が出来る。

(決議)

- 第36条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規程にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たすときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
 - 3 理事会に電話会議及びテレビ会議またはインターネットを介した会議方式を利用して審理及び決議に参加することが出来る。
- 但し、本方式を利用する場合は音声が即時に他の出席者に伝わり、且つ出席者が一堂に会するのと同様に意見表明が互いに出来なければならない。
- 本方式により参加した理事及び監事は出席したものとみなす。

(報告の省略)

- 第37条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告する事を要しない。
- ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りでない。

(議事録)

- 第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
- 2 本議事録には、出席した代表理事たる議長及び監事が記名押印する。
 - 3 本議事録へ、代表理事が押印出来ない場合は、出席した理事及び監事が記名押印する。

(理事会規則)

- 第39条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の規則で定める。

【第6章 基金】

(基金の拠出等)

- 第40条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。
- 2 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。
 - 3 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

【第7章 計算】

(事業年度)

- 第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第42条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第43条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

- 第44条 当法人は、剰余金の分配を行わない。

【第8章 定款の変更、解散及び清算】

(定款の変更)

第45条 この定款は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、社員総会における、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議、その他法令に定める事由によって解散する。

(残余財産の帰属)

第47条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

【第9章 附則】

(最初の事業年度)

第48条 当法人の最初の事業年度は、当法人設立の日から2021年3月31日までとする。

(設立時社員)

第49条 設立時社員の法人名及び主たる事務所の所在は、次のとおりである。

設立時社員 大阪府大阪市城東区古市一丁目20番4号
社会福祉法人 大阪福祉事業財団

設立時社員 愛知県名古屋市瑞穂区洲山町三丁目44番地
社会福祉法人 新瑞福祉会

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。